

## 高速道路利便施設等の連結許可について

高速道路利便施設等の連結許可については、関係法令及び通達に従い、連結申出者から提出された事業計画、資金計画等について技術的な審査を行うとともに、高速道路利便施設等の所在する関係地方公共団体や高速道路会社の意見を聴取した上で、事業の安定性、地域との調和、利用者の利便性等について審査を行うものとする。

今回の審議事項は、以下のとおり東日本高速道路株式会社管内1件、西日本高速道路株式会社管内2件で、合計は3件となっている。

## 今回の審議事項一覧

		連結の位置	連結予定施設	申出者
1	一般国道14号(京葉道路)における高速道路利便施設等の事業計画(案)	千葉市花見川区 幕張二丁目 (幕張PA上下線)	休憩所	東日本高速道路(株)
2	高速自動車国道中央自動車道西宮線における高速道路利便施設等の事業計画(案)	草津市笠山六丁目 (草津PA上下線)	給油所	西日本高速道路(株)
3	高速自動車国道関門自動車道における高速道路利便施設等の事業計画(案)	下関市壇之浦町 (壇之浦PA)	通路、駐車場、宿泊施設	西日本高速道路(株)